

被災された皆様へ

被災者調査の案内

この度の能登半島地震に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の被災に対しまして1月4日付 JART ホームページにて会費免除申請に伴う被災者調査が案内されました。

https://www.jart.jp/news/info/20240104_1095.html

調査資料の審査によって被災会員と認められた際には災害による会費免除の対象となりますので、被災され大変な折にご面倒おかけしますが以下の資料を下記送付先まで送付いただきますようお願いいたします。

【対象】 会員が居住する家屋（自宅）の損傷、人的被害に遭われた方（能登地区に限らず）
（家屋の世帯主でない場合は世帯主と会員が共に生計を営んでいる証明が必要）

【被災者調査必要書類】

（1）被災者調査回答票（上記 URL よりダウンロードして下さい）（sheet「被災者 1」をご利用頂き、必要事項を記入および被害欄にチェックを入れてください）

ダウンロード不可の場合は当会窓口までご連絡ください。送付いたします。

（2）罹災証明書の写し

※ 罹災証明書の世帯主と同居し生計を一にしている場合は住民票等を提出してください。

※ 罹災証明書の写しを取得するまで時間を要する場合は、被災状況がわかる写真（屋根、柱、床、外壁、内壁、天井、建具、基礎、設備等）を提出してください。

（3）人的被害があった場合は診断書の写し

【送付期限について】

来年度免除申請する場合は出来るだけ早い提出（年度内）が望まれますが、年度越えても対応いただけるようですのでその際は当方までお知らせください。

問い合わせ、資料送付先,
浅ノ川総合病院
放射線部 石黒充 076-252-2101（代表）
novalis-rt@asanogawa-gh.or.jp